「合法木材」を再考する

平成26年9月9日

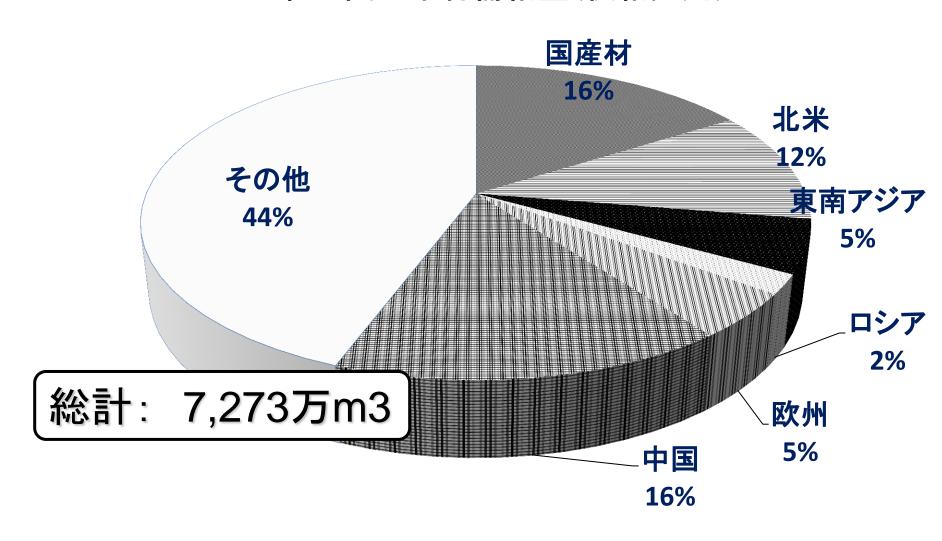
平成26年度合法木材供給事業者認定団体研修

(一社)全国木材組合連合会 森田 一行

目 次

- 1. まず、現状について
- II. 平成26年度の事業の進め方
- Ⅲ.「合法木材」を再考する

Ⅰ-1 わが国の木材需給量(供給先別)



- (注1) 紙と家具は含まない。
- (注2) 丸太材積換算值

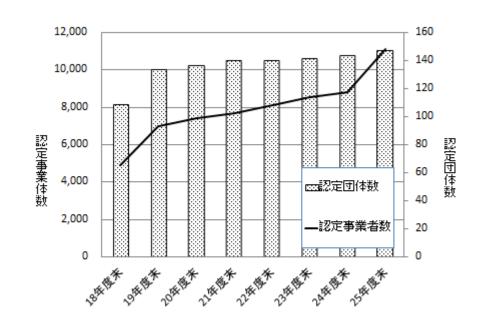
資料: 2013年度 貿易統計

I-2 合法木材、森林認証による供給

• 認定合法木材供給事業者(平成26年6月末)

148 認定団体 11,514 事業者

森林認証



FSC; 認証森林 40万ha

CoC認証 1,095事業体(2013年9月)

SGEC; 認証森林 125万ha

CoC認証 378事業体(2014年4月)

Ⅰ-3 認定団体別、供給事業者の内訳

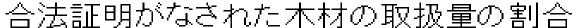
区分	認定団体数	認定供給 事業者数
全国団体	24	2,142
地方団体	82	8,566
森林組合系統 (森林組合)	41	568
森林組合系統 (森林組合以外)		238
計	147	11,514

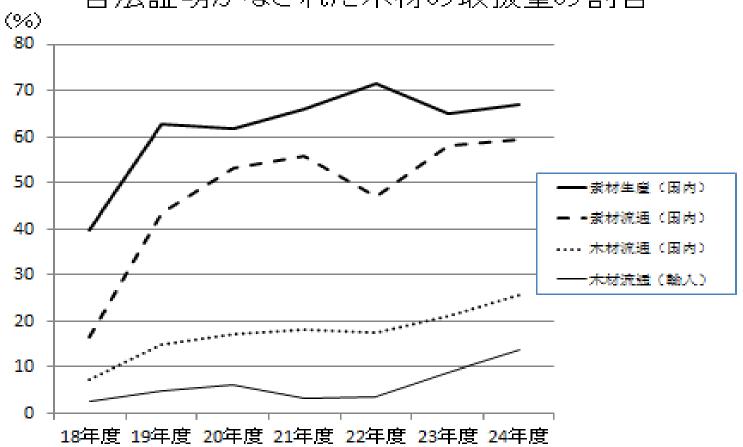
(2014年6月30日 合法木材ナビ)5

Ⅰ-4 合法木材の取扱実績(平成24年度)

業種	木材・木材製品の	割合	認定事業	
	総量	うち合法性が証 明されたもの	(%)	者数
	Α	В	B/A	
素材生産(国内)	9,760	6,526	67	1,644
素材流通(国内注)	12,300	7,321	60	448
木材加工(国内注)	26,306	12,157	46	2,895
木材流通(国内注)	20,993	5,406	26	2,651
その他(国内注)	197	81	41	16
素材流通(輸入)	2,451	680	28	6
木材流通(輸入)	6,926	944	.14	29

Ⅰ-5 合法木材の取扱実績の推移





I-6 合法木材の信頼性の確保 (平成25年度 モニタリング促進事業報告書)

- 概ね半数の事業者が自主的なモニタリングを実施
- モニタリング実施に関する負担(コスト、人手)が課題
- •「国産材・県産材=合法材」?
- 合法木材のガイドラインの趣旨に沿った信頼性確保 とは?

Ⅱ-1 平成26年度合法木材の普及・利用促進事業の進め方

- 1.「合法木材」の利用促進及びその証明制度の普及
 - ① 民間企業、一般消費者等を対象にしたセミナーの開催
 - ② 展示会等への出展による普及
 - ③「合法木材」に関する情報窓口を通じた情報提供
- 2. 「合法木材」の証明に係る信頼性の確保
 - ① 認定団体等の情報開示と研修
 - ② 合法性証明のモニタリング体制の支援
- 3. 主要輸入先国の違法伐採対策と合法性証明の有無等の調
 杳
 - ① 中国セミナーの開催
 - ② 中国における木材の合法性証明の現状調査
 - ③ 国際セミナーの開催

Ⅲ-1 違法伐採問題はなんだったのか

- 違法伐採の定義はない。合法木材のガイドラインでは「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること」。
- 主に途上国において、国間での資源競争、急速な経済発展に対応できる法制度の不備、植民地時代からの住民の権利 侵害などが原因。
- ・ 違法伐採は、上記の様々な複合的要因のひとつの症状、表現型に過ぎない。
- 1992年のリオサミットにおける「持続可能な森林経営」の実現に障害(せめて「合法性」だけでも担保出来ないか。)
- 違法伐採に対しては、途上国における対処と輸入国における対処を組合せる必要。

Ⅲ-2 違法伐採対策の国際レース

- 2003年 EU FLEGT 行動計画(EU)
- 2006年「合法木材」ガイドライン(日本)
- 2008年 レイシー法(米国)
- 2014年 違法伐採禁止法(豪州)
- 上記のような取組みの下で、途上国の違法伐採は確実に減少。
- しかしながら、途上国の経済発展により、途上国内での需要増、途上国間の貿易増加がみられる中で別の視点が必要 (新たなプレイヤー)
- 今、NGO等から指摘のある個別の地域等における違法伐採問題は輸入国側の措置だけでは阻止できない課題ではないのか。

Ⅲ-3 国産材と外材

- 「国産材と同様の措置を外材にも求める」のが制度の趣旨。
- 国産材には、基本的に違法伐採はないとの立場。
- 森林計画制度に基づいた伐採が前提。(間伐材等合法証明 が不要な木材も存在)
- 国産材においては、分別管理は不要との発想からガイドラインはできている。
- しかし、現実には・・・。
- 国産材の利用拡大を訴える中でほんとうにこれでいいのか。

Ⅲ-4 森林認証と合法木材

- 異なる目的。
- 「森林認証」は、SFMから生産された木材を市場で付加価値をつけて販売するのが目的。従って、宣伝費も含めて一定のコスト負担を容認。
- 満点ないしは最低でも平均点以上を取ることが必要。
- 「合法木材」は、木材として最低限の条件。合格点をクリアすれば取れるもの。国産材は無条件でとれるはず(だった)。
- 「森林認証」も「合法木材」も市場で評価されるためには市場でのシェアを拡大することが課題。
- 木材利用ポイント事業、オリンピック・パラリンピック施設での 木材利用の条件

Ⅲ-5 自主的行動規範

- 欧州の木材規則(EUTR)、米国のレイシー法の中では違法 伐採の定義、違法伐採材でないことの証明、リスクの評価は 手法を含めて木材を取り扱う事業者にゆだねられている。し たがって、「合格点」も「満点」もない。
- 「合法木材」においては、少なくとも国産材については政府による基準と手法が設定されている。
- これが実施できないということになると、より多くの責任とリスクを事業者自身が負担しなければならなくなる。

Ⅲ-6 選択肢とオーナーシップ

- 「合法木材」の信頼性確保・向上
- 「合法木材」のコストパフォーマンス
- 欧州、米国と同様、デューデリジェンスに基づく法制度
- 森林認証制度への移行
- あるいは・・・

• 選択するのは、我々、供給事業者!